

南砺市「なんとに住んでみられ」 体験ハウスのご利用について

2016年2月

～～ご利用になる前によくお読みください～～

《ご利用される前に》

1. この体験ハウスは、南砺市以外に在住の方が、南砺市での生活体験や地域住民との交流体験を通じて南砺市への移住・定住を促進し、地域の活性化を図るための滞在施設です。
2. 体験ハウスをご利用なさりたい場合は、事前に南砺市南砺で暮らしません課（Tel0763-23-2037）へ空き状況をご確認の上、南砺市「なんとに住んでみられ」住宅借用申請書（様式第1号）により利用の申し込みを行ってください。
3. ご利用は2名からで、1泊（2日）以上30泊（31日）以内とします。
なお、利用の開始日は午後2時から、終了時は午前10時まで利用できます。
4. 申し込み受付期間は、ご利用希望開始日の2月前から14日前とさせていただきます。
5. 寝具は4人分備えてありますが、洗面用具、タオル類は備え付けておりませんのでご持参ください。
6. ご利用開始の2日前に利用確認の連絡をいたします。
7. **ご利用開始日は、午後2時～午後5時までに下記にて受付してください。**
 - ・城端体験ハウス 南砺で暮らしません課
南砺市山見 1739-2 アスモ 2階 電話 0763-23-2037
 - ・西赤尾体験ハウス 南砺市上平行政センター
南砺市上平細島 8791 電話 0763-67-3211
 - ・太美山体験ハウス 南砺で暮らしません課
南砺市山見 1739-2 アスモ 2階 電話 0763-23-2037その後に、体験ハウスまでご案内いたします。
8. ご利用開始日の受付時に利用料（利用者1人につき1泊1,000円・小学生以下無料）を全額前納していただきます。

《ご利用中・ご利用後に》

1. 体験ハウス内は、禁煙です。また、火気の取り扱い、戸締り、水道の凍結防止には十分ご注意ください。また、ペットの同伴をお断りしております。
2. ごみは、指定の曜日に分別してお出してください。
3. ご利用中の衛生管理及び利用終了時の施設内外の清掃をお願いいたします。
(次に利用される方のために綺麗で清潔なご利用を心がけてください。)
4. ご利用中に故意又は過失により施設もしくは設備又は備品等を破損もしくは汚損、滅失したときは、その損害を賠償していただきます。

5. ご利用終了時に、アンケートの記入及び提出をお願いします。

《その他》

1. ご利用される方と第三者との間で生じた問題については、理由の如何を問わず当事者間で問題を解決するものとし、市はその関与をしません。
2. 体験ハウスにおいて、次に掲げる行為をした場合は、ご利用をお断りします。
 - (1) 収入を得る目的で事業を営むこと。
 - (2) 当該体験ハウスに入居しながら、就業すること。
 - (3) 物品の販売、寄付の要請行為その他これらに類する行為を行うこと。
 - (4) 興行を行うこと。
 - (5) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
 - (6) 文書、図書その他印刷物を配布し、又は体験ハウスの建物に印刷物等を貼付すること。
 - (7) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為をすること。
 - (8) 鉄砲、刀剣類、爆発性又は発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - (9) 重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
 - (10) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
 - (11) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (12) 猛獣、爬虫類、犬、猫等の動物の飼育をすること。
 - (13) 体験ハウスの建物内で喫煙すること。
 - (14) 悪臭の発生等衛生上有害な行為を行うこと
 - (15) その他、当該ハウスの使用にふさわしくないと市長が認める行為
3. 次の場合において、ご利用をお断りすることがあります。
 - (1) 利用者が、「なんとに住んでみられ」住宅実施要綱に規定する資格の要件を満たさないとき又は同規定に違反する行為をしたと認めるとき。
 - (2) 天災事変、火災その他やむを得ない理由により利用に供することができなくなったとき。
 - (3) その他体験ハウスの利用に関する指示に従っていただけないとき。

お問い合わせは・・・

とやまけんなんとし なんと くら か
富山県南砺市 南砺で暮らしませんか

〒932-0231

富山県南砺市山見 1739-2

井波コミュニティプラザ アスモ 2階

TEL 0763-23-2037 FAX0763-82-0170